

鈴鹿市告示第157号

鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とし、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年7月10日

鈴鹿市長 末松 則子

都道府県名	指定地域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町